

本庄市に転出届を出された方へ

本庄市在住中は、本市発展のためご協力をいただき誠にありがとうございました。
新しい住所にお住まいになられましたら、**住み始めた日から14日以内に転出証明書、運転免許証等の本人確認書類**を持って新しくお住まいになる市区町村役場で転入の手続きをしてください。

個人番号カード又は住民基本台帳カードをお持ちの方で、住基ネットを利用した転出手続きをした方は、転出証明書の発行はありません。個人番号カード又は住民基本台帳カードを新しくお住まいになる市区町村役場に必ず持参し、暗証番号を入力することで転入手続きが可能となりますので、忘れずにお持ちください。

下記に該当される方は、手続きが必要となります。

対象となる方	本庄市での手続き	担当課		新住所地での手続き
		本庁	児玉総合支所	
マイナンバーカード申請中の方	転出によりマイナンバーカードの申請は無効となります。	市民課 25-1113	支所市民福祉課 市民税務係 72-1333	新住所地で再申請して下さい。
印鑑登録をしている方	手続きは必要ありません。転出（予定）日をもって自動的に登録がなくなります。 印鑑登録証（カード）はご自分で処分して下さい。			手続きは各市区町村によって規定が異なりますので お問い合わせください。
国民年金に加入している方	国内転出→手続きは必要ありません。	市民課 25-1114		新住所地でご確認ください。
	国外転出→右記の年金窓口へお立ち寄りください。			出国先の年金制度をご確認ください。
年金を受給している方	手続きは必要ありません。		新住所地でご確認ください。	
国民健康保険に加入している方	転出手続き後、保険証、資格確認書または資格情報のお知らせをお返しください。	保険課 25-1116	支所市民福祉課 保険子育て係 71-5889	新たに新住所地で加入の手続きをしてください。
	保険税は、加入していた月数に応じて精算していただくことになります。			
後期高齢者医療制度に加入している方	転出手続き後、保険証、資格確認書または資格情報のお知らせをお返しください。	保険課 25-1245		
医療受給者証をお持ちの方	次の受給者証をお返しください。 ①特定疾病療養受療証 ②限度額適用・標準負担額減額認定証	保険課 25-1116 （国保係） 25-1245 （高齢者医療係）		必要書類を添えて、新たに新住所地で手続きをしてください。
	次の受給者証をお返しください。 ①子ども医療受給者証 ②ひとり親医療受給者証	子育て支援課 25-1130	新たに新住所地で発行の手続きをしてください。	
児童手当を受けている方	転出手続き後、必要書類等をご案内します。右記にお立ち寄りください。			
児童扶養手当・特別児童扶養手当を受けている方	転出手続き後、お手続きが必要ですので、右記にお立ち寄りください。			
予防接種予診票、がん検診受診券、特定健診等受診券をお持ちの方	本庄市での手続きは必要ありません。転出日以後は、使用できません。使用した場合は、後日費用を徴収させていただきます。	健康推進課 （本庄市保健センター内） 24-2003 ※本庁ではありません		
妊産婦健診等助成券をお持ちの方	助成券や、妊娠・出産応援交付金についてご説明させていただきます。転出手続き後、右記へお立ち寄りください。	こども家庭センター 71-4502		
保育園（所）等へ入所している方	転出手続き後、保育施設利用児童退所（異動）届を提出してください。	保育課 25-1128	支所市民福祉課 保険子育て係 71-5889	新たに新住所地で手続きをしてください。
幼稚園に入園している方	幼児教育無償化制度について説明しますので、右記にお立ち寄りください。			
障害者手帳・受給者証を交付されている方、各種障害者手当を受給されている方	障害者手帳（身体・療育・精神）・自立支援医療受給者証（更生・精神・育成）・障害福祉サービス受給者証・重度心身障害者医療費受給者証をお持ちの方または申請中の方、各種障害者手当を受給されていた方は手続きが必要ですので右記にお立ち寄りください。	障害福祉課 25-1125 FAX 0495-23-1963	支所市民福祉課 福祉係 71-5889	新住所地でご確認ください。
65歳以上の方 （本庄市が保険者の方）	転出手続き後、介護保険被保険者証をお返しください。介護施設などへの入所により転出される方も介護保険被保険者証が一度回収となりますので、お立ち寄りください。	介護保険課 25-1719		
要介護・要支援認定を受けている方 （一般住宅に転出の場合）	転出手続き後、介護保険被保険者証をお返しください。転出先で要介護・要支援認定を引き継ぐための「介護保険受給資格証明書」を交付いたします。	介護保険課 25-1719		

対象となる方	本庄市での手続き	担当課		新住所地での手続き
		本庁	児玉総合支所	
市立小中学校に在学している方	在学中の学校で『在学証明書』と『教科書給与証明書』を受領してください。給食費補助制度に該当の方、引き続き本庄市立小中学校へ就学を希望する方、就学援助制度を受けている方は、ご相談ください。	学校教育課 25-1149	支所総務課 庶務係（児玉教育係） 72-1331	新しい転校先の学校へ『在学証明書』、『教科書給与証明書』を提出してください。
犬を飼っている方	手続きは必要ありません。	環境推進課 25-1173	支所環境産業課 72-1334	本庄市で交付された「鑑札」をもって、新住所地で手続きをしてください。

◇課税課からのお知らせ

◎市 県 民 税 （住民税）	課税年度の1月1日に本庄市に住所があった場合は、その年度の市県民税は本庄市で課税されます。課税されている方で、1月1日より遡った日付で転出された場合は、必ず下記までご連絡ください。 課税課市民税係 0495-25-1123 支所市民福祉課 0495-72-1333
◎固定資産税 （都市計画税）	本庄市内に固定資産を所有している場合は、本庄市で固定資産税（都市計画税）が課税されます。 課税課資産税土地係・資産税家屋係 0495-25-1121 支所市民福祉課 0495-72-1333
◎軽自動車税	原動機付自転車（125cc以下、1.0kw以下）・小型特殊自動車（農耕車等）をお持ちの方 転出手続きを終えた後、本庄市又は児玉町のナンバープレート・標識交付証明書（登録時に交付した証明書）・本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証等）を持参の上、課税課又は支所市民福祉課で廃車手続きをしてください。（転入先で新たに登録手続きをしてください。）※廃車手続きがされない場合、本庄市の登録は抹消され、ナンバープレートは使用できませんのでご注意ください。 バイク（125cc超）をお持ちの方 車検証等の住所等登録内容の変更手続きをしてください。…転出先の住所地を管轄する運輸支局・自動車検査登録事務所（参考）本庄市を管轄する取扱い窓口 熊谷自動車検査登録事務所 TEL：050（5540）2027 軽自動車（三輪・四輪）をお持ちの方 車検証の住所等登録内容の変更手続きをしてください。…転出先の住所地を管轄する軽自動車検査協会（参考）本庄市を管轄する取扱い窓口 軽自動車検査協会 埼玉事務所熊谷支所 TEL：050（3816）3112 課税課諸税係 0495-25-1122 支所市民福祉課 0495-72-1333

◇収納課からのお知らせ

市税の口座振替をご利用の方は、転出した場合でも本庄市税の納税は、口座振替が継続されます。転出先で口座を開設し、その口座から引き続き本庄市税の口座振替を希望する場合は、新たにお申し込みが必要ですので下記へご連絡ください。
本庁 収納課 0495-25-1181

◇水道の使用休止について

水道の使用を休止される方は、「休止日」、「住所」、「使用者名」及び「お客様番号」を下記へご連絡ください。なお、お客様番号は検針票や納入通知書に記載されています。

*本庄市のホームページにアクセスし、電子申請することもできます。 水道課 0495-22-2151

◇転出証明書について

■ 転出予定日・新住所に変更があった場合

『転出証明書』に記載してある新住所等が変更になった場合でも、住民登録する市区町村に本人確認書類等を持参のうえ『転出証明書』を提出してください。

※『転出証明書』に記載されている方に外国籍の方がいる場合は、住民登録する市区町村にその方の『在留カード』又は『特別永住者証明書』をお持ちください。

■ 転出をとりやめる場合

速やかに『転出証明書』を持参の上、転出取り消しの手続きをしてください。
転出予定日を過ぎると、本庄市の住民登録は削除されます。

■ 国外へ転出する方へ

『転出証明書』は発行されませんが、転出の手続きは必要です。

■ 国外から転入する方へ

□日本国籍の方

国外へ転出された方が、帰国して転入の手続きをする場合は、次の書類が必要となります。

①パスポート ②戸籍謄本等と戸籍の附票の写し（本籍のある市町村に転入する場合は不要です）

□外国籍の方

国外へ転出された方が、入国して転入の手続きをする場合は、次の書類が必要となります。

①『在留カード』または『特別永住者証明書』 ②パスポート

本庄市役所（本庁） 〒367-8501 埼玉県本庄市本庄3丁目5番3号 TEL0495-25-1111(代表)

児玉総合支所（アスパアこだま内） 〒367-0298 埼玉県本庄市児玉町八幡山368番地 TEL0495-72-1331(代表)